

大和市子育て支援センター業務仕様書

1. 管理に関する基本的な考え方

まごころ地域福祉センターに準ずる。

2. 施設の概要

大和市まごころ地域福祉センター2階

3. 業務内容

地域子育て支援拠点事業実施要綱（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号）別紙）及び大和市子育て支援センター事業規則に基づき事業を実施します。

（1）事業内容

事業内容は次のとおりとします。

ただし、新型コロナウイルス感染対策が必要とされる期間（以下、新型コロナウイルス感染対策期間という。）においては、事業毎に定める実施の概要・周期については原則とし、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、可能な手法・頻度で実施するものとします。

【子育てに関する相談】

① 子育てなんでも相談

概要：電話や面接、訪問による相談を行います。

また、相談内容により、関係機関との連携を行います。

周期：随時

② 学習センター等事業への参加

概要：学習センター主催事業へ参加し、相談を受けます。

周期：年4回

③ 地区子育てサロンへの参加

概要：地区民生委員児童委員協議会主催の子育てサロンに参加し、相談等を受けます。

周期：年3回程度

④ ケース会議

概要：相談ケースのカンファレンスを行います。

周期：随時

【子育てに関する情報提供】

- ① 子育て支援センター通信の定期発行
概要：月1回、200部を作成し関連機関に配布します。
- ② 子育て情報誌「こころんひろば」の発行
概要：年1回、5,000部を発行し、関連機関へ配布するとともに、ホームページに掲載します。
- ③ ホームページの作成
概要：支援センター業務の紹介をするホームページを作成・管理します。

【子育て中の親と子が利用できる常設の子育てサロンの運営】

- ① 子育てサロン
概要：プレイルーム等を利用し、親子が気軽に集う交流の場を提供し、見守りや声かけを行います。
新型コロナウイルス感染対策期間においては、定員制・予約制とします。
周期：月曜日～土曜日（祝祭日、年末年始を除く）9：00～16：30
（新型コロナウイルス感染対策期間においては、9：00～12：00、13：00～16：00）
- ② おはなし会
概要：毎週月曜日各2回、絵本等のお話し会を実施します。
- ③ 身体測定
概要：保護者が自由に測定できるよう、身長・体重の測定用具を提供します。

【子育てサークル等の育成支援】

- ① 自主サークルリーダー会議
概要：各サークルの情報交換を行います。
周期：年3回
- ② 自主サークルリーダー研修
概要：各サークルの実習等を行います。
周期：年3回
- ③ 自主サークル活動への参加
概要：サークルの要請により、参加及び保育教材等の貸し出しを行います。
周期：随時

【地域育児センター（市内各保育所）との連携支援】

① 地域子育て連絡会への参加

概要：公立保育所が主催し、主任児童委員、サークル代表者、保健師、支援センター職員等がメンバーである当該会議に参加し、交流します。

周期：随時

② 地域子育て講座等への参加

概要：保育所等が行う、地域子育て講座等の企画実施に参画します。

周期：随時

【その他支援センターの設置目的達成のために必要な事業等】

① 子育て講座

概要：つどう場と仲間作りの機会として、講座を開催します。

周期：年4回

② 双子・三つ子のつどい

概要：多胎児の親子のつどいを開催します。

周期：月1回

③ すずらん

概要：虐待懸念の親子のつどいを開催します。

周期：適宜

④ デイサービス利用者との交流

概要：子育て世帯とデイサービス利用者との交流の場を設け、施設の特性を活かした世代間交流を図ります。

周期：年2回程度

⑤ ダブルケアに関する情報提供、講座・講習の開催等

概要：子育てと介護を両立している方に対して、必要な情報提供をするとともに、講習や講座を開催します。

⑥ その他、本業務内容に則した講座・イベント等

なお、上記①～⑥の実施にあたっては、男女共に保護者がしっかりと子供と向き合い、子育てができるよう、休日の開催に努めること。

(2) 事業の対象者

乳幼児及びその保護者並びにその他前述の事業サービスを必要とする者。

(3) 指導者及び担当者

次のとおり常勤職員を置くものとします。

区 分	条 件	人 数
指導者	社会福祉士又は保育士として3年以上の経験を有する者	1名
担当者	保育士として2年以上の経験を有する者	2名

なお、指導者及び担当者の業務の補助を行うため、非常勤職員を雇用することも可とします。また、指導者、担当者及び非常勤職員（以下「指導者等」という。）については、地域子育て支援拠点事業実施要綱に定める子育て支援員研修の受講に努めることとします。

(4) 利用時間

まごころ地域福祉センターの開館日及び開館時間とします。ただし、子育てサロンについては、9時から16時30分までとします。（指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て開館日及び開館時間を臨時に変更することができます。）

(5) 飲食スペースの設置

子育て支援センター内において、正午の前後1時間程度、利用者が飲食することのできるスペースを開放するものとします（ただし、新型コロナウイルス感染対策期間を除く）。なお、スペースの開放にあたっては、衛生管理に十分配慮し、必要に応じて職員を配置するなどの措置を行うものとします。

スペースの開放については、講座やイベントの実施状況等に応じ、柔軟に運用するものとします。

(6) 新型コロナウイルスの感染対策

新型コロナウイルス感染対策期間においては、次の業務を行うものとします。

① 利用者への対応

(ア) 予約の受付

子育てサロンは予約制・定員制とするため、利用希望者からの予約を受け付けます。

(イ) 検温及び消毒

非接触型体温計及びアルコール消毒液を用意し、利用者の検温を行うとともに、手指の消毒を依頼します。

(ウ) 登録票の収集・管理

登録票を用意し、利用者から緊急連絡先を含めた最新の情報を収集する

とともに、常に最新の情報となっているかについての確認を行い、施設内で新型コロナウイルス感染者及び感染が疑われる方が発生した場合に、速やかに連絡することができるよう、適切に管理することとします。

② 施設及び玩具の消毒

利用時間中は、アルコール消毒液等を用い、施設及び玩具の消毒を行います。

③ 職員の健康管理

職員は毎日検温を行い、体調不良時には勤務しないものとします。また、勤務時はマスクを着用するものとします。

(7) 関係機関との連携

大和市子育て世代包括支援センター及びその他の子育て関連部署、各保育所、保健福祉事務所、児童相談所、児童委員、医療機関等との連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとします。

(8) 秘密を守る義務

指導者等は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(9) 駐車場等の確保及び提供

子育て支援センター利用者のために、駐輪場及び駐車場の確保に努めるものとします。また、駐輪場及び駐車場の利用方法について、子育て支援センター利用者に対して周知するとともに、適切な管理に努めるものとします。

(10) 事業保険

下記の補償内容以上の事業保険へ加入し、施設内における事故等への適格な対応を行ってください。

対人 1 名につき 5,000 万円、1 事故につき 2 億円

対物 1 事故につき 300 万円

免責金額 なし

傷害 死亡・後遺障害 300 万円

入院保険金 日額 4,500 円

通院保険金 日額 3,000 円

4. 改修工事によるまごころ地域福祉センター休館期間における業務の実施

当該期間については、市が用意した代替施設において、業務を実施するものとし、実施内容については別途市と協議して定めるものとします。